令和８年第２回足寄町議会定例会議事録（第１号）

令和８年６月２日（火曜日）

◎出席議員（１３名）

１番	早瀬川　　恵　君	２番	井脇昌美　君
３番	榊原深雪　君	４番	矢野利惠子　君
５番	田利正文　君	６番	髙橋健一　君
７番	木村明雄　君	８番	細川　　勉　君
９番	川上修一　君	１０番	進藤晴子　君
１１番	多治見亮一　君	１２番	二川　　靖　君
１３番	髙橋秀樹　君		

◎欠席議員（０名）

◎法第１２１条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一　君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉　君
足寄町代表監査委員	川村浩昭　君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳　君
総務課長	佐々木康仁　君
まちづくり推進課長	赤間恵一　君
こども・健康課長	石川建祐　君
高齢者支援課長	林　　俊英　君
住民・出納課長	毛利尚明　君
農林課長	大浦三奈　君
建設課長	森岡彰寿　君
国民健康保険病院事務長	原田慎一　君
消防課長	原　　孝一　君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	飯沼聖広　君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	野田　　誠　君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一　君
事務局次長	飯野真有　君
総務担当主査	遠藤浩一　君

◎議事日程

日程第　１　　会議録署名議員の指名＜Ｐ３＞
日程第　２　　会期の決定＜Ｐ３～Ｐ４＞
日程第　３　　諸般の報告（議長）＜Ｐ４＞
日程第　４　　行政報告（町長）＜Ｐ４～Ｐ５＞
日程第　５　　報告第６号　繰越明許費繰越計算書について（一般会計）＜Ｐ５＞
日程第　６　　報告第７号　事故繰越し繰越計算書について（一般会計）＜Ｐ５～Ｐ６＞
日程第　７　　報告第８号　足寄町水道事業の業務に関する予定価格１，０００万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜Ｐ６＞
日程第　８　　議案第４３号　公平委員会委員の選任について＜Ｐ６～Ｐ７＞
日程第　９　　議案第４４号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について＜Ｐ７～Ｐ８＞
日程第１０　　議案第４５号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜Ｐ８～Ｐ１０＞
日程第１１　　議案第４６号　あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約について＜Ｐ１０＞
日程第１２　　議案第４７号　橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約について＜Ｐ１０～Ｐ１１＞
日程第１３　　議案第４８号　足寄町税条例の一部を改正する条例＜Ｐ１１～Ｐ１２＞
日程第１４　　議案第４９号　足寄町こども家庭センター設置及び管理条例の制定について＜Ｐ１２～Ｐ１３＞
日程第１５　　意見書案第２号　地方財政の充実・強化に関する意見書＜Ｐ１３～Ｐ１４＞
日程第１６　　意見書案第３号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書＜Ｐ１４＞

午前１０時００分　開会

◎　開会宣告

○議長（髙橋秀樹君）　全員の出席であります。

ただいまから、令和８年第２回足寄町議会定例会を開会いたします。

◎　開議宣告

○議長（髙橋秀樹君）　これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

◎　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第１８４条の規定によって、２番井脇昌美君、３番榊原深雪君を指名いたします。

◎　議運結果報告

○議長（髙橋秀樹君）　議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長　進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）　昨日開催されました、第２回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日６月２日から６月１７日までの１６日間とし、このうち、３日から１４日までの１２日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日６月２日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第６号から報告第８号の報告を受けたのち、議案第４３号から議案第４８号までを即決で審議いたします。

議案第４９号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

次に、意見書案第２号については、総務産業常任委員会へ、意見書案第３号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

１５日は、一般質問を行います。

１６日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第５０号から議案第５５号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定でありますが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（髙橋秀樹君）　これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎　会期決定の件

○議長（髙橋秀樹君）　日程第２　会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月１７日までの１６日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１７日までの１６日間に決定いたしました。

なお、１６日間のうち、３日から１４日までの１２日間は休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めま

す。

よって、１２日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、６月４日木曜日の午後４時までであ りますので、よろしくお願いいたします。

◎　諸般の報告

○議長（髙橋秀樹君）　日程第３　諸般の報告を行います。

議長の報告事項は印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎　行政報告

○議長（髙橋秀樹君）　日程第４　行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長　渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君）　議長のお許しを頂きましたので、３件の行政報告を申し上げます。

足寄町上下水道等事業経営戦略の改定について、御報告いたします。

本町では、令和２年３月に上水道事業、下水道事業及び簡易水道事業の経営戦略を策定していますが、令和４年１月発出の総務省通知において、策定後３年から５年程度での改定を求められたことに加えて、令和７年度までに改定率を１００％とすることとされたことから、経営戦略の改定に着手し、別冊のとおり本年３月に完成いたしました。

前経営戦略については、総務省が定めた旧ガイドラインに基づいて策定されたもので、簡易的な内容でしたが、今回の改定は新ガイドラインに基づき、より細部にわたる検討、推計を行い、近年の人口減少に伴う給水収益等の減少や、人件費及び物価の高騰による費用の増加等をより厳密に想定し、今後１０年間を見通した内容となっています。

また、令和７年度から令和１６年度までの足寄町第７次総合計画に基づく投資計画も反映しました。

本戦略は生活インフラである上下水道事業を持続可能な経営とするため、料金の見直しや、民間活用などの経営改革の基礎となるものですが、今後は社会情勢の変化や、給水需要、経営状況等に基づいて毎年度検証を進め、５年毎の見直しを実施し、上下水道等事業の安定経営に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和７年度の実績が取りまとめられましたので、御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案２２４件、滞納額１億４，０２４万７，０００円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は８，１６２万７，０００円、収納率は５８．２０％となっており、前年比６．５７ポイントの増となりました。収納率においては前年実績を上回る結果となり、捜索を含めた滞納処分の効果が大きな要因と考えています。

次に本町の実績ですが、引継件数は６件、滞納額９６万円に対して、延滞金を含めた収納額は５０万９，０００円、収納率は５３．０８％となっており、前年比４５．８９ポイントの減となりましたが、事前予告通知による効果額は３１０万３，０００円で、収納実績額と合わせた総額は３６１万２，０００円となっており、本町が負担する分担金８１万６，０００円を差し引いた費用対効果額は、２７９万６，０００円と昨年を上回る実績となりました。

発足から１９年間における本町の引継件数は延べ１６３件で、収納額は４，１９０万円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も高い水準を維持しています。

なお、令和８年度におきましては、新規事案６件、滞納税額１２５万８千円を引き継いでいます。十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げています。

今後におきましても、適切に納税されている方々との不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、銀河クリーンセンターにおける火災について、御報告いたします。

令和８年５月１９日午前１０時３０分頃、破砕したプラスチックを運搬するコンベアから煙が出ているのを施設管理業務を受託している事業者の職員が発見し、消火器による初期消火を行いましたが、消火に至らなかったことから午前１０時３５分に消防へ通報しました。午前１０時４７分に消防車が到着し、午後０時４７分に鎮火しました。出火原因及び被害状況については、現在調査中でありますが、破砕物運搬コンベア、破砕物処理物用磁選機、一部照明などの被災を確認しています。

ごみの受入れ状況ですが、被災した１９日は銀河クリーンセンターの受入れを全面休止し、２０日から計画収集及び事業系一般廃棄物の受入れを再開しております。なお、一般町民による銀河クリーンセンターへの直接搬入につきましては、当面の間休止としております。

被災した機械等の修理費用及び修理期間の把握にはまだ時間を要することから、今後の議会において、修理費用及び火災保険収入の補正予算を提案させていただく予定でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、銀河クリーンセンターにおける火災についての御報告とさせていただきます。

以上、３件の行政報告とさせていただきます。

○議長（髙橋秀樹君）　これで、行政報告を終わります。

◎　報告第６号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第５　報告第６号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　議案書２ページをお願いいたします。ただいま議題となりました、報告第６号繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

令和７年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、御報告をするものでございます。

これまでに予算議決を頂きました、物価高対応子育て応援手当支給事業ほか４事業につきまして、３ページに別紙として添付しております。計算書のとおりそれぞれ繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。翌年度への繰越額は、５事業合わせまして１億７，８７７万８，０００円となります。以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これにて、総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎　報告第７号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第６　報告第７号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　議案書の３ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第７号事故繰越し繰越計算書について、御説明を申し上げます。

令和７年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により御報告をするものでございます。

５ページを御覧ください。別紙といたしまして添付しています計算書のとおり、第３款民生費、第１項社会福祉費、医療費助成システム改修事業におきまして、国の検証環境の提供の遅延により年度内の事業完了が困難となったため、事故繰越しを行ったものでございます。翌年度への繰越額は、３７４万２，２００円となっております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これにて総務課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎　報告第８号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第７　報告第８号足寄町水道事業の業務に関する予定価格１，０００万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長　森岡彰寿君。

○建設課長（森岡彰寿君）　議案書の６ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第８号足寄町水道事業の業務に関する予定価格１，０００万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第１２条第１項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

７ページの別紙を御覧ください。

令和８年２月１０日から令和８年５月１８日までの間で、足寄町議会総合条例第１２条第１項第２号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、西町９丁目２号・４号通整備工事に伴う配水管移設工事１件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これにて、建設課長からの報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎　議案第４３号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第８　議案第４３号公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長　渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君）　議案書８ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４３号公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、大貫裕弘氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和８年７月８日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。大貫氏の学歴、職歴等の略歴につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４３号公平委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４３号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定いたしました。

◎　議案第４４号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第９　議案第４４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　議案書９ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、愛冠辺地、中足寄辺地、螺湾辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この整備計画につきましては、辺地において公共的施設を整備するに当たり、その財源といたしまして、辺地対策事業債を活用するために必要な計画となってございます。

計画の概要につきましては、別紙総合整備計画書により御説明いたしますので、１０ページをお願いいたします。

まず、愛冠辺地でございますが、３、公共的施設の整備計画の欄を御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業の事業費として７，０５０万円、飲用水供給施設は、鷲府営農用水施設計装装置・遠隔監視システム更新事業といたしまして、１，８７５万円を計上しております。

事業費に対する辺地対策事業債の予定額は、右側に記載しているとおり、二つの事業で４，３８０万円となっております。

次に、中足寄辺地になります。

１１ページ右側の３、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

橋梁長寿命化修繕事業は、事業費として２，１０６万３，０００円、飲用水供給施設は、道営水利施設等保全高度化事業と中足寄地区配水管改修事業を合わせまして、事業費として３億９，９８９万４，０００円、３事業で４億２，０９５万７，０００円を計上し、辺地対策事業債の予定額は４億４６０万円となっております。

次に、螺湾辺地になります。

１２ページをお開きください。

３、公共的施設の整備計画の欄を御覧く

ださい。

橋梁長寿命化修繕事業は事業費として４，２３２万５，０００円、飲用水供給施設は、簡易水道配水管敷設替事業といたしまして５５０万円、二つの事業で４，７８２万５，０００円を計上し、辺地対策事業債の予定額は合計で３，６６０万円となってございます。

なお、整備計画の期間につきましては、いずれの地区も令和８年度から１２年度までの５か年間となってございます。５月１３日付けで北海道知事から計画策定についての同意を頂いております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４４号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４５号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１０　議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　議案１３ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定に基づきまして、芽登辺地、大誉地辺地、平和辺地、茂足寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するものでございます。

財源として、辺地対策事業債を活用予定の事業につきまして、計画内容に一部変更が生じましたので、議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の一部変更の概要につきましては、１４ページ以降に別紙として添付しております、総合整備計画書により御説明をいたします。下線表示部が追加、あるいは変更箇所となっております。

まず、芽登辺地になります。

１５ページをお願いいたします。

３、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

市町村道・橋りょうの橋梁長寿命化修繕事業の事業費の変更を行い、事業費は７，１０４万６，０００円とし、辺地対策事業債の予定額を２，６４０万円に、飲料水供給施設の道営水利施設等保全高度化事業も事業費の変更を行い、事業費は２億６，１３８万円とし、辺地対策事業債の予定額を２億６，０６０万円に変更いたします。

事業費等の変更に伴いまして、事業費等の合計額は括弧内のとおり変更となってございます。

整備計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５か年間となってございます。

次に、大誉地辺地となります。

１７ページをお願いいたします。

３、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

飲用水供給施設の営農用水道水道管敷設替事業の事業費の変更を行い、事業費は４，６８０万円とし、辺地対策事業債の予定額を４，６７０万円、消防施設の消防ポンプ自動車更新事業の事業費等を変更し、事業費を５，１７１万４，０００円、辺地対策事業債の予定額を５，１７０万円とするものでございます。

事業費の変更に伴い、事業費等の変更合計額は括弧内のとおり変更となってございます。

整備計画の期間は、令和５年度から９年度までの５か年間となってございます。

次に、平和辺地となります。

１８ページをお願いいたします。

２、公共的施設の整備を必要とする事情につきまして、飲用水供給施設として、営農用水道計装装置・遠隔監視システム更新事業を追加し、事業費等の追加を行うものでございます。

３、公共的施設の整備計画を御覧ください。

営農用水道計装装置・遠隔監視システム更新事業といたしまして、５１０万６，０００円を追加したことにより、辺地対策事業債の予定額を５１０万円に追加しております。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額は括弧内のとおり変更となってございます。

整備計画の期間につきましては、令和４年度から令和８年度までの５か年となっております。

最後に、茂足寄辺地となります。

２０ページをお願いいたします。

３、公共的施設の整備計画内訳を御覧ください。

飲用水供給施設の道営営農飲雑用水施設整備事業の事業費の変更を行い、事業費を９，２２３万円とし、辺地対策事業債の予定額を９，１６０万円とするものでございます。

事業費の変更に伴い、事業費等の合計額は括弧内のとおり変更となってございます。

整備計画の期間は、令和５年度から令和９年度までの５か年間となっております。

なお、本計画の変更に当たり、議会提案前に北海道と必要な協議を行い、４月２０日付けで北海道知事から計画変更の内容に異議がないとの回答を頂いております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４５号辺地に係る公

共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４６号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１１　議案第４６号あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　２１ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４６号あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和８年５月２１日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付しました、あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事につきまして、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約となっております。

契約の金額は６，５１２万円で、契約の相手方は足寄町西町８丁目１番地の１２、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期は、令和８年１２月１８日でございます。

工事概要につきましては、２２ページ、２３ページに各階の施工予定図を添付してございますので、御参照頂きたいと思います。

以上で、あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約の提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（髙橋秀樹君）　これから、議案第４６号あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４６号あしょろ銀河ホール２１屋上防水改修（２期）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４７号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１２　議案第４７号橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長　佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君）　２４ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４７号橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

令和８年５月２１日、足寄町財務規則に基づきまして指名競争入札に付しました、橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事につきまして、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、１億１０万円です。

契約の相手方は、足寄町南６条７丁目８０番地、株式会社勝建工業、代表取締役黒田勇成氏でございます。

工期は、令和９年３月１０日となっております。

工事概要につきましては、２５ページに施工計画図、２６ページに箇所図を添付してございますので、御参照頂ければと思います。

以上で、橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４７号橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４７号橋梁長寿命化修繕（藤見橋）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎　議案第４８号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１３　議案第４８号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長　毛利尚明君。

○住民・出納課長（毛利尚明君）　議案書２７ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第４８号足寄町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、足寄町税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの改正は、法令等の改正に合わせ所要の規定の整備を行うものであるため、改め文の朗読は省略させていただき、主な改正点について、新旧対照表により御説明させていただきます。

３２ページをお願いいたします。

第６３条の改正は、固定資産税の免税点について、家屋にあっては２０万円であったところを３０万円に、償却資産にあっては１５０万円であったところを１８０万円に引き上げるものでございます。

附則第７条の３の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限の延長をするものでございます。

３３ページをお願いいたします。

附則第１９条の３の改正は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、従来は暗号資産の譲渡による所得を総合課税としておりましたが、改正後は申告分離課税となったほか、３年間の繰越控除が設けられたものでございます。２８ページをお願いいたします。

附則において、第１条でこの条例は令和９年１月１日から施行としておりますが、第１条各号で別に定める日を規定しております。また、第２条で町民税に関する経過措置を、第３条で固定資産税に関する経過措置を設けております。

以上、本条例の改正に関する提案理由とさせていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４８号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（髙橋秀樹君）　全員の起立です。

したがって、議案第４８号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

◎　議案第４９号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１４　議案第４９号足寄町こども家庭センター設置及び管理条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

こども・健康課長　石川建祐君。

○こども・健康課長（石川建祐君）　議案書３４ページをお願いします。

ただいま議題となりました、議案第４９号足寄町こども家庭センター設置及び管理条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和４年６月に成立した、児童福祉法等の一部を改正する法律において、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされています。

当町においても、本年１０月のこども家庭センターの開設に向け現在準備を進めており、本条例は、こども家庭センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるため制定するものであります。

条例の内容について、申し上げます。

足寄町こども家庭センター設置及び管理条例。

第１条は設置について、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため、児童福祉法の規定に基づき、足寄町こども家庭センターを設置するとしています。

第２条は、事業所の名称を足寄町こども家庭センターとし、位置は足寄町北３条１丁目５番地１のあしょろ子どもセンター内とするものとしています。

第３条は必要な職員の配置、第４条は事業内容、第５条は委任規定について、それぞれ規定しております。

附則の施行期日ですが、この条例は、令

和８年１０月１日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋秀樹君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第４９号足寄町こども家庭センター設置及び管理条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号足寄町こども家庭センター設置及び管理条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎　意見書案第２号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１５　意見書案第２号地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題とします。

本件については、条例第６５条第３項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第２号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

２番井脇昌美君。

○２番（井脇昌美君）　この意見書案の提出につきましては、所管で言えば、提出者、賛成者等を含めて、所管に属するものが、そこに名を連ねるというのは、公平な審査ができないわけです。ずっと以前から、これは避けるようにという、所管で審査するのに、賛成者、提出者は、くどいようですけれども、本人になっていたら審査ができないわけです。ですから、必ず相対した名前を連ねるということを、以前から申しつけてあったのですけれども、今回の場合はやむを得ないのですけれども、次回からはこういうことのないように。賛成者、提出者がその所管に属する者では審査にならないということを申したいと思います。

○議長（髙橋秀樹君）　４番矢野利恵子君。

○４番（矢野利恵子君）　議員がすごい少なくなってしまって、昔は三つの所管があったのに、委員会が今、二つになってしまった。議員が少ないから、どうしても重複するようなことってあるのではないかと。その場合は審査のときに、その人が普通は退場するというか、加わらないという、そういう形で今までやってきていたはずだから、その形でもいいのではないでしょうか。

○議長（髙橋秀樹君）　ここで暫時休憩いたします。

午前１０時５５分　休憩

午前１０時５６分　再開

○議長（髙橋秀樹君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま２番議員の意見に対し、今後、再度協議をし、皆さんに御報告したいというふうにお伝えいたします。

この件はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

したがって、意見書案第２号地方財政の充実・強化に関する意見書の件は総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎　意見書案第３号

○議長（髙橋秀樹君）　日程第１６　意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第６５条第３項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件は文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（髙橋秀樹君）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第３号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎　散会宣告

○議長（髙橋秀樹君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、６月１５日午前１０時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午前１０時５９分　散会